

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想(板橋区)

～持続的な発展を続ける元気な板橋農業をめざして～

平成30年10月
(令和5年9月一部改正)

【目 次】

1 基本構想の目的	1
2 板橋区の農業の現状と課題	
(1) 区内農業の現状	1
(2) 区内農業の課題	2
(3) 農業生産物の生産・販売状況	3
3 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	
(1) 基本目標	3
(2) 目標期間	3
(3) 目標設定の条件	3
(4) 労働時間及び農業所得の目標	
1) 労働時間	4
2) 農業所得	4
(5) 農業経営基盤強化の方向	
1) 認定農業者制度の普及	4
2) 農業の新たな継承者育成の仕組みの構築	4
3) 農業従事環境の改善のための協働	4
4) 生産性向上のための支援	5
5) 農業経営支援のためのネットワークづくり	5
6) 板橋ブランドの普及促進	5
7) 品質・トレーサビリティの強化	5
8) 農産物需給の安定化	5
9) 他の産業分野との新たな連携の促進	5
10) 板橋区版6次産業の推進	5
4 営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	
主な経営モデル	6
5 新たに農業経営を営もうとする青年等に関する事項	
(1) 新たに農業経営を営もうとする青年などの育成・確保に関する目標	
1) 新規就農の現状	7
2) 新たに農業経営を営もうとする青年などの確保に関する目標	7
3) 新たに農業経営を営もうとする青年などの確保に向けた取組	7
(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	

1) 労働時間及び農業所得の目標	7
2) 目標とすべき経営モデルの類型・指標	7
6 農業を担う者の確保及び育成に関する事項	
(1) 農業を担う者の確保・育成の考え方及び取組	8
(2) 関係機関との連携	8
7 農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	
(1) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	
1) 板橋区における効率的かつ安定的な農業経営	8
2) 地域の中心となる農家が地域の農用地の利用に占める集積率の目標	9
3) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の面的集積の目標	9
(2) その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	9
8 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	
(1) 農業経営基盤強化促進事業	9
(2) 板橋区の対応	10

1 基本構想の目的

板橋区は、平成 28 年3月に「板橋区産業振興構想 2025」を策定し、区の産業の将来像“未来を輝かせる産業文化都市・いたばし”の実現に向けて戦略・施策の体系化を図りました。工業・商業と並ぶ産業の3本柱の一つである都市農業についても、この構想に基づき、「活力ある農業と大地の恵みを未来へつなぎ、潤いある区民生活と都市空間を創出する」ことを基本目標とし、各施策を展開中です。

一方、区内農業者の減少が進んでいる中で、農業経営目標の集約と自らの創意工夫に基づく経営の改善、効果的な支援制度の展開が喫緊の課題となっています。

こうした状況を背景として、農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進め、もって区内農業の健全な発展に寄与することを目的として、「板橋区農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を策定しました。

2 板橋区の農業の現状と課題

(1) 区内農業の現状

かつて江戸の近郊農業地帯と呼ばれた板橋区の農業生産は、年とともに減少を続け、板橋区農業経営実態調査による平成 29 年8月現在の農地面積は 2,047 アールとなっています。これは、都内の農業委員会を置く自治体としては最小規模です。

農家戸数は 133 戸(平成 29 年)で、そのうち農産物の販売を行っている販売農家数は 51 戸と年々減少しています。

年間生産量を見ると、野菜類が 137 トンと最も多く、次いで果樹類が7トンです。花卉は 18,700 鉢、植木は 1,238 本となっており、いずれも減少傾向にあります。

年度		農地面積(a)	生産農家数(戸)	販売農家数(戸)	農業者数(人)
2008	H20	2,804.02	163	73	369
2009	H21	2,676.12	165	72	365
2010	H22	2,581.84	158	66	340
2011	H23	2,528.16	155	63	331
2012	H24	2,472.12	147	59	318
2013	H25	2,386.29	142	56	301
2014	H26	2,318.15	139	57	289
2015	H27	2,263.58	132	53	270
2016	H28	2,156.89	138	54	252
2017	H29	2,046.65	133	51	241

出展：板橋区農業経営実態調査

年		野菜類(t)	果樹類(t)	花卉類(鉢)	植木類(本)
2008	H20	242	8	61,360	29,113
2009	H21	256	11	70,760	34,565
2010	H22	255	8	47,160	30,605
2011	H23	243	7	47,300	25,016
2012	H24	247	8	47,270	18,798
2013	H25	218	8	21,600	15,676
2014	H26	201	8	23,330	10,170
2015	H27	166	7	19,930	4,959
2016	H28	166	8	20,270	1,738
2017	H29	137	7	18,700	1,238

出展：板橋区農業経営実態調査

(2) 区内農業の課題

過去 10 年の傾向から、平成 30 年(2018 年)から概ね 10 年後までの農地面積及び生産農家数を推計すると、平成 37 年(2025 年)には、農地面積が 1,562 アール、生産農家数は 111 戸(従事者 165 人)となり、これに応じて生産量の大幅な減少が見込まれます。

現在の農業従事者の構成を見ると、241 人中、39%に当たる 94 人が 70 歳以上となっている一方、29 歳以下は 10 人(4%)にとどまり、高齢化が顕著です。また、新規就農者数は年平均1人となっています。

こうした状況の中で、区内農業の振興を図る上では、減少率の最も大きくなっていく農業者の育成と就農の拡大を図ることが板橋農業の最大の課題であると言えます。

農地面積(a)	生産農家数(戸)	農業者数(人)	生産量			
			野菜類(t)	果樹類(t)	花卉類(鉢)	植木類(本)
1,561.91	111	165	85	6	8,489	114

※各数値は、平成 20 年(2008 年)から平成 29 年(2017 年)までの 10 年間の増減率の平均が、今後継続的に続くと仮定し、平成 37 年(2025 年)の数値を推計した。

	30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 70歳未満	70歳以上	合計
	男(人)	6	8	12	21	38	
女(人)	4	3	4	23	28	43	105
合計	10	11	16	44	66	94	241
比率(%)	4.1	4.6	6.6	18.3	27.4	39	100

出展：板橋区農業経営実態調査

2008	H20	0	2013	H25	1
2009	H21	1	2014	H26	1
2010	H22	1	2015	H27	1
2011	H23	1	2016	H28	2
2012	H24	1	2017	H29	0
出展：板橋区農業経営実態調査					

(3) 農業生産物の生産・販売状況

区内で生産される農産物で最も多いのは野菜類で、ダイコン、ジャガイモなど、およそ 20 種類、年間約 137 トンが生産され、直売所や学校給食などに供給されています。

果樹類については、カキなど、およそ 8 種類、年間約 7 トンが生産され、直売所などに供給されています。

また、花卉・植木類の年間生産量は、花卉類が 18,700 鉢、植木類が 1,238 本となっており、市場や直売所などに供給されています。花卉、植木類を生産する農家は 5 戸と少なくなっていますが、サツキなど、伝統文化の中で培われた技術を活かした付加価値の高い製品も生産されています。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

(1) 基本目標

板橋区における農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な目標は、「板橋区産業振興構想 2025」に定める基本目標「活力ある農業と大地の恵みを未来へつなぎ、潤いある区民生活と都市空間を創出する」とします。

この目標の実現にあたっては、同構想に掲げる以下の 3 つの方向性に即して、板橋農業全般の発展を誘導します。

- I 農業従事者の育成と農地の保全～農の継承～
- II 板橋産の農作物の活用～地産地消の伸展～
- III 農の多面的な機能の活用～農の無限の可能性～

(2) 目標期間

目標期間は、将来を展望しつつも、労働環境や法制度など社会環境の変化を勘案するとともに、農業経営基盤強化促進法第 5 条に定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（東京都農業振興基本方針）」など上位計画の計画期間との整合を図るため、今後概ね 10 年間とします。

(3) 目標設定の条件

区内の生産農家数は、平成 29 年 8 月現在 133 戸となっており、過去 10 年のトレンドから推計した 111 戸を平成 37 年(2025 年)の生産農家数とします。

また、区内の農地面積は、平成 29 年8月現在、2,047 アールで、農家数と同様に推計した平成 37 年(2025 年)の農地面積を 1,562 アールとします。

(4) 労働時間及び農業所得の目標

概ね 10 年後の目標とすべき所得水準、労働時間等は、板橋農業の特色と課題を踏まえ、農業従事者の新規参入を促進するとともに、そのインセンティブともなる効率的かつ安定的な経営基盤の構築をめざすため、次のとおり設定します。

1) 労働時間

農業者の健康や余暇時間を確保する観点から、農作業の省力化対策を積極的に進めるとともに、経営に合わせた雇用や援農などの活用により、主たる従事者1人当たりの年間労働時間を概ね 1,800 時間に設定します。

※1800 時間(7.5 時間×240 日)は厚生労働省の「労働時間短縮推進計画」を基準とした。

2) 農業所得

他の産業従事者並みの水準を確保し、概ね 300 万円～500 万円とします。

※東京都農業振興基本方針で所得水準は 300 万円以上とされている。

(5) 農業経営基盤強化の方向

効率的かつ安定的な農業経営基盤の構築を推進するための方策として、次に掲げる方策を推進します。

1) 認定農業者制度の普及

経営改善に取り組もうとする農家に対して、認定農業者への認定を推進するとともに、農業改良普及センターなど関係機関との協力体制を強化し、支援を優先的に実施します。

2) 農業の新たな継承者育成の仕組みの構築

将来の農業経営を担う人材のすそ野を拡大するため、農業に従事する意欲のある区民を対象に、農業技術の習得や実際の農作業の体験ができる仕組みを構築します。

3) 農業従事環境の改善のための協働

集約的農業の長所を活かしつつ農作業の合理化を図るため、農業用機械の導入や都市に適した農作業空間の整備など農業従事者の環境改善を支援します。

4) 生産性向上のための支援

生産性の向上やコスト削減を図るため、新技術導入やパイプハウスなどの施設整備に取り組む農家を支援します。

5) 農業経営支援のためのネットワークづくり

農業経営にかかる農業技術、農業関係税制、資金・資産運用など包括的に相談や支援を受けられるようにするためのネットワークを構築します。

6) 板橋ブランドの普及促進

新たなブランドイメージの形成を図るため、志村みの早生大根の普及に加え、商店街などと連携し、区内農産物を使った加工品などの開発を支援し、消費者に提供します。

7) 品質・トレーサビリティの強化

安全安心な農作物を区民に供給できるように、有機農業や低農薬化を促進するとともに、生産者や畑の見える化など、農業団体と連携して推進します。

8) 農産物需給の安定化

農業者の計画的な作付を可能とするため、学校給食をはじめとした施設への食材の供給などを促進するほか、販路の充実を図ります。

9) 他の産業分野との新たな連携の促進

他の産業分野との相乗的発展を目指すため、地元商店街と連携し、区内産農作物の販売・活用を進めていきます。

10) 板橋区版6次産業化の推進

直販以外の区内産農作物の供給を推進するため、区内商店街の惣菜店などでの区内産野菜の活用を推進するなど、「板橋区版6次産業化」の取組を推進します。

4 営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

前項の目標を可能にする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、板橋区及び周辺区市で展開している優良事業の状況を踏まえ、主要な営農類型を次のとおり設定します。

表6 経営モデルの設定

番号	分類	営農モデル	所得目標 (万円)	経営面積 (a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設
1	野菜	直売所や量販店、契約出荷など多様な出荷を組み合わせた経営	500	40 (うち施設5)	3	トマト、キュウリ、ナス、エダマメ、スイートコーン、ダイコン、カブ、ニンジン、ジャガイモ、ブロッコリー、キャベツ等	園芸用ハウス、暖房機
2	野菜	直売所出荷や畑先売りを主とした経営	300	20 (うち施設3)	2	トマト、キュウリ、ナス、ダイコン、カブ、ジャガイモ、サトイモ、キャベツ、長ネギ、コマツナ、ハクサイ、エダマメ、トウモロコシ、野菜苗等	園芸用ハウス
3	野菜	直売所出荷や学校給食への出荷を主とした経営	300	20	2	トマト、キュウリ、コマツナ、ホウレンソウ、ブロッコリー、キャベツ、ジャガイモ、ニンジン、タマネギ等	—
4	果樹	果樹の観光摘み取り園を主とした経営	300	30	3	ブドウ、ブルーベリー、ミカン等	—
5	果樹	直売所出荷や畑先売りを主とした経営	300	20	2	カキ等	—
6	花き	鉢物類、花壇苗の市場出荷を主とした経営	500	35 (うち施設8)	4	シクラメン、クリスマスローズ、アサガオ、バラ等	園芸用ハウス、暖房機
7	植木	サツキ等植木の生産を主とした経営	300	25(うち施設1)	3	サツキ等	園芸用ハウス
8	複合	野菜、果樹、花きの直売所出荷や畑先売りを主とした経営	300	35 (うち施設5)	4	ダイコン、ジャガイモ、ハクサイ、エダマメ、カキ、サイネリア等	園芸用ハウス
9	複合	農業体験農園と野菜直売を主とした経営	300	40 (うち施設2)	2.5	トマト、ナス、ホウレンソウ等	園芸用ハウス、体験農園施設

5 新たに農業経営を営もうとする青年等に関する事項

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年などの育成・確保に関する目標

1) 新規就農の現状

板橋区における新規就農者は、過去10年間では毎年1人程度で推移しています。

これまでの農家数の減少や農業者の高齢化等を考えると、世襲にとどまらない農業後継者の育成と農業技術の継承策を積極的に展開し、板橋農業の担い手を計画的かつ安定的に確保することが急務です。

2) 新たに農業経営を営もうとする青年などの確保に関する目標

国が掲げた新規就農者の確保・定着目標が年間1万人から2万人に倍増したことを踏まえ、板橋区における新たに農業経営を営もうとする青年などの確保に関する目標を当面年間平均2名とします。

3) 新たに農業経営を営もうとする青年などの確保に向けた取組

新規就農者への支援体制については、都の農業経営・就農支援センターで就農支援業務を担う公益財団法人東京都農林水産振興財団及び東京都農学会議との連携を図りながら、就農相談機能の充実を図ります。

また、技術指導及び経営指導については、東京都中央農業改良普及センター、東京あおば農業協同組合、板橋区農業委員会と協働して展開し、認定農業者などへの誘導を行います。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

1) 労働時間及び農業所得の目標

板橋区及びその周辺区市の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間労働時間(主たる従事者1人あたり1,800時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業所得を主として生計が成り立つ年間農業所得である300万円程度を確保することを目標とします。

2) 目標とすべき経営モデルの類型・指標

年間労働時間及び年間所得目標の達成を可能にする経営モデルの類型・指標については、板橋区及び周辺区市で展開されている優良事業を踏まえ、4に示す経営モデルの類型・指標のうち、目標とすべき所得金額が300万円である類型とします。

6 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

(1) 農業を担う者の確保・育成の考え方及び取組

区内産農産物を安定的に生産し、農業の維持・発展に必要となる効率的・安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成を図ります。このため、認定農業者制度及び認定農業者への各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、東京都中央農業改良普及センター、JA東京あおば農業協同組合等と連携して研修・指導及び相談対応等を行います。

また、農業従事者の安定確保を図るため、家族経営協定制度の推進や、区で実施している農のサポーター事業をはじめ、農業体験学校修了者の中から援農ボランティアを育成し、援農ボランティア制度を活用した労働力の確保等の促進を図ります。

さらに、当区の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、他業種の定年退職後に農業に従事する者、他の仕事に従事しながら農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、農業関係機関と連携し、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供等の支援を行います。

(2) 関係機関との連携

当区は、東京都、東京都農業会議、農業委員会、JA東京あおば農業協同組合等の関係機関と連携しながら、区が全体的な管理・推進を行い、就農等希望者への情報提供や相談対応、農地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を実施します。

7 農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

1) 板橋区における効率的かつ安定的な農業経営

板橋区における効率的かつ安定的な農業経営は、平成 29 年度の農業経営実態調査を勘案し、30 アール以上の耕作を行っている農家とし、地域の中心となる農家と位置づけ、優先的に認定農業者への誘導を図ります。

2) 地域の中心となる農家が地域の農用地の利用に占める集積率の目標

平成 29 年8月現在 30 アール以上の耕作を行っている農家 18 戸のうち、9割に当たる 16 戸が農業生産を継続し、30 アール以上の耕作面積を保持していくと、集積される農地面積は 480 アールとなります。

この集積面積が、平成37年度(2025年度)の区内農地面積の推計1,562アールに占める割合30.7%を、板橋区における効率的かつ安定的な農業経営が農用地の利用に占めるシェアの目標とします。

3) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の面的集積の目標

平成29年8月現在、区内の耕作農地面積は1,535アール、農家133戸で、農家1戸当たりの平均農地面積は12アールに届きません。また、所有する農地の箇所数は、区内耕作農家133戸の単純平均で2箇所と少ないことに加え、複数の農地を所有する場合においても、農地間は概ね近接しておらず、面的な集積は困難な状況にあります。

このため、補助事業の活用等による施設化などの推進により農地の高度利用を図り、生産性向上という視点からの実質的な経営耕地面積の確保をめざします。

(2) その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

板橋区は、市街化の進んだ地域環境の中に、前述のとおり小規模な農地が点在する立地条件にあり、集約以外の方策で利用関係の改善が求められています。

こうした条件の中で、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、認定農業者等の担い手の状況に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営の実現を後押しすることが求められています。

このため、板橋区は、農業経営の主体性を尊重しつつも、中・長期的な農業経営の維持・拡大の視点から、規模拡大を希望する認定農業者等の担い手に対し、都市農地貸借円滑化法に基づく農地貸借や農作業受託等の取り組みを推進します。

その際、板橋区は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取り組みが効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意形成を図り、認定農業者等の担い手が農業経営の改善を計画的に進めるための措置を必要に応じて講じていくものとします。

8 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

(1) 農業経営基盤強化促進事業

農業経営基盤強化促進事業は、農業経営基盤強化促進法第4条第4項に掲げる事項で、農業の健全な発展に寄与することを目的として農用地の利用権設定等を促進するものです。

(2)板橋区の対応

この事業については、同法第17条第2項の規定により、市街化区域においては行わないものとされているため、板橋区では実施しません。